

見積合わせの実施について

次のとおり見積合わせを実施します。

令和8年2月19日

独立行政法人国立高等専門学校機構
高知工業高等専門学校 契約担当役
事務部長 吉田 雅人

調達内容

事業名：令和8年度 教職員定期健康診断

事業の趣旨及び内容：仕様書のとおり

実施期間：令和8年5月18日から令和9年1月31日まで

(ただし、労働安全衛生規則第45条による健康診断の実施期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日までとする。)

参加資格

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 次に掲げる法人等は、見積合わせに参加することができない。
 - ① 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
 - ② 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ③ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - ④ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - ⑤ 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - ⑥ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどをしている法人等

見積書の提出方法等

提出書類：見積書（消費税及び地方消費税を含む総額を記載）

提出方法：郵送又は持参

封筒に「令和8年度 教職員定期健康診断 見積書在中」と記載し、封緘した状態で提出すること。

提出先：〒783-8508 高知県南国市物部乙200番1

高知工業高等専門学校 総務課 契約係

提出期限：令和8年3月19日（木）17時00分

質問受付及び現地見学

質問は随時受け付ける。

締切：令和8年3月11日（水）17時00分

なお、複数参加者が居る場合、質問および回答は、質問者名を非公開としたうえで、すべての参加者に共有される。

現地見学については、見積合わせ参加希望の申し出の後に随時実施可能。

選定方法

本調達において、見積書を提出した者は仕様を履行できると宣誓したものとし、提出された見積書の中で最も低い価格を提示した者を契約者として選定する。

契約にかかる処理

契約書又は請書による。

支払条件

代金の支払いは毎月払いとし、1か月の実施分を取りまとめた請求書を高知工業高等専門学校 総務課 契約係に送付するものとする。発注者は、請負者より適正な請求書を受理した日から60日以内に支払うものとする。

問い合わせ先

高知工業高等専門学校 総務課 契約係 担当：竹村

電話：088-864-5615 メール：yodo@jm.kochi-ct.ac.jp

仕様書

1. 件名 令和8年度教職員定期健康診断
2. 実施場所 南国市物部乙200番1 高知工業高等専門学校
3. 健康診断実施期間

令和8年5月18日～令和9年1月31日までとする。

ただし、労働安全衛生規則第45条による健康診断の実施期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日までとする。

XMLデータ提出期限 令和9年2月26日までとする。

4. 実施事項

- 1) 労働安全衛生規則第44条、第45条、独立行政法人国立高等専門学校機構女性検診制度実施要項（乳がん及び子宮がん検査）等に規定する教職員の健康診断を行う。

- 2) 検査項目及び受診予定者数

検診項目	検査項目	受診予定者数
労働安全衛生規則第44条、第45条による検査	(1) 既往歴及び業務歴の調査	82名
	(2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	82名
	(3) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	82名
	(4) 胸部エックス線検査及び喀痰検査	82名
	(5) 血圧の検査	82名
	(6) 貧血検査	82名
	(7) 肝機能検査	82名
	(8) 血中脂質検査	82名
	(9) 血糖検査	82名
	(10) 尿検査	82名
	(11) 心電図検査	82名
腎機能検査	血清クレアチニン	0名
大腸がん検査 (40歳以上の希望者)	便潜血2日法	10名
女性検診 (希望者)	乳がん検査	13名
	子宮頸がん検査	11名

(人数は令和8年4月1日時点の年齢で算出)

5. その他

- 1) 各健康診断実施後、下記帳票を発行し本校担当者（総務係）へ送付すること。
 - ・健康診断結果通知書
- 2) 検査結果（労働安全衛生規則第45条による検査を除く）をXMLファイル形式で本校担当者（人事・労務係）に提供すること。
- 3) 検査の日時は、本校担当者（総務係）と協議の上決定すること。
- 4) 校務その他で、実施予定日に受診出来なかった者については、受診者が診療機関を訪問し、別途同一の検査項目を受診する。
- 5) 検査に必要な問診票・器材・器具等は請負者が用意すること。
- 6) 請負者及び請負者の作業員は、作業において知り得た業務上の秘密を、本契約中はもとより、終了後も第三者に漏らしてはならない。
- 7) 発注者及び請負者は、個人情報保護法及び関連する法律・法令を遵守し、個人情報が保護されるよう必要な措置をとること。
- 8) 請負者は発注者が定めた個人情報取扱業務契約遵守事項を遵守すること。
- 9) 受診予定者数は最低実施人数を保証するものではないため、実施人数に変更が生じても異議申し立てはできないものとする。